

## 第6回 新居浜市子ども・子育て会議議事録概要

- 1 日 時 平成26年8月26日(火) 13:30~15:10
- 2 場 所 新居浜市役所3階 応接会議室
- 3 出席者 岡部 淳委員、片山 紗織委員、合田 史宣委員、石川ヨシ子委員、  
合田 幸広委員、神野 年夫委員、真鍋 曜委員、渡部 昭子委員、  
三並 保委員、近藤直緒美委員、荒井 泰輔委員、星加 三枝委員、  
松本 彰委員、高橋由紀子委員(以上名簿順)  
(欠席者)岡野 弥生委員  
事務局：子育て支援課 岡部部長 白石次長 尾崎主幹  
藤田副課長  
学校教育課 加藤課長  
リージョナルデザイン(株) 松村 英典 西 宏味  
傍聴者：高須賀とし子外7名

### 4 会議結果

#### (1) 会長挨拶

##### 【渡部会長】

みなさん、こんにちは。それでは定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

8月に入った途端に、2週続けて大型の台風11号・12号が四国を通過するだけでなく、お盆の16日には秋雨前線の停滞による大雨の影響で、愛媛では大きな被害こそなかったものの、高知や徳島の四国地方だけでなく、近畿・東海・北海道など全国の広範囲にわたり床上浸水や土砂災害の被害が及び、特に広島市では多くの死者や行方不明者が出ており、たいへん心を痛めております。

今年は、例年以上に台風の当たり年だと言われており、9月には本格的な台風シーズンを迎えることから、まだまだ安心はできず、台風関連の情報には注意を払う必要がありますので、引き続き十分にお気を付けいただきたいと思います。

さて、本日で通算6回目の会を重ねることになりますが、新制度が本格施行される平成27年4月までは残り半年余りとなり、いよいよカウントダウンが始まる段階となります。

委員の皆様には、大変ご多忙な中、「第6回新居浜市子ども・子育て会議」に、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

前回、6月30日に第5回新居浜市子ども・子育て会議を開催して以降、国

におきましては、最終的な詰め協議を行っているものと思われませんが、国レベルでの協議段階は既に完了しており、後は新制度の実施主体となる全国の市町村の現場において、新制度に対応した様々な事務内容を順次固めていく必要があるものと思われま

す。市では、9月定例市議会において新制度施行に伴う条例の制定を行うとともに、10月以降には来年4月に向けた、幼稚園・保育所等の入所申請事務が行われる予定です。

本日の会議では、前回提示のあった条例案の確認や当面对応が必要となる子ども・子育て支援事業計画に記載すべき事項である、平成27年から31年度までの保育等の必要量の見込みと確保方策及び基本施策案等につきまして、協議していただくこととなっております。

これまでも再三申し上げておりますように、新制度へ残された時間は残り少ない中で、移行に向けて対応すべき項目の実施はこれからとなりますので、実施主体である市においては、これまで以上に効率的で精力的な取り組みを進めていただき、関係者の混乱を招かないよう、円滑な移行事務の実施をお願いしたいと思っております。

当会議の委員の皆様におかれましても、新制度移行に向けた様々な課題に対して、できる限り掘り下げた議論を行っていただくことによって、新居浜市の子どもや子育て家庭、さらには地域にとりましても、より良い制度となるよう、引き続きご理解とご協力をよろしくお願

いします。さて、本日は、宮西小学校の岡野委員さんから、急な用務が入り出席できない旨、あらかじめ連絡がございましたので、ここでご報告させていただきます。

なお、本日は当会議委員14名の方のご出席をいただいておりますので、「新居浜市子ども・子育て会議条例第6条第2項」に規定する過半数の出席要件を満たしており、本会議が成立していることをご報告いたします。

また、前回同様、「新居浜市審議会等の公開に関する要綱第3条」により、当会議を公開することとなっており、本日は、8名の傍聴の方がお見えになっております。

傍聴の皆様には、お席に配布しております傍聴要領に従いまして、傍聴していただきますようお願いいたします。

## (2) 議 題

### 【渡部会長】

それでは、お手元に配布の会次第に従って、会議を進め、議事に移らせていただきます。

まずは、議題の1と2、「子ども・子育て会議委員意見等について」、「子ども・子育て支援新制度に基づき市が定める条例案について」、合わせた事務局か

ら説明いただいた後、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

## 【事務局】

今回の議題に関する資料も盛りだくさんとなっておりますので、まずは事務局から説明させていただく前に、事前に送付させていただいた資料について確認をさせていただきます。資料は全部で7種類ございます。

1つ目は、A4・1枚ものの「子ども・子育て会議委員意見等一覧表」、2つ目は「子ども・子育て関連3法に伴う市条例の制定について」の資料で、全部で25ページあります。

3つ目は、前回の会議でも配布をいたしました「新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）」と「新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」の2つです。

4つ目は、「教育・保育等の見込み量と確保方策（案）」のA4横の資料で、全部で5ページとなっております。5つ目は、これを補足する資料として、同じくA4横の「子ども・子育て支援新制度における幼稚園及び保育園の意向調査結果一覧表」3ページものとA4縦の「子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策の考え方」5ページものの資料があります。

6つ目として、A3・表裏1枚ものの「子ども・子育て支援事業計画体系図（案）」で、最後に本日お席の方にお配りさせていただいております「次世代育成支援行動計画における数値目標の設定状況」と「子ども・子育て支援事業計画・基本施策案意見等提出票」です。以上となりますが、資料に不足はございませんでしょうか？

それでは、議題の1と2について、続けてご説明いたしますので、まずお手元の「子ども・子育て会議委員意見等一覧表」をご覧ください。

前回の会議及びそれ以降に各委員から提出のありましたご意見等について一覧表にまとめましたので、ここであらためてご確認いただきたいと思います。

まず、前回の当会議で、朝日保育園の合田委員さんから「新居浜市は転勤族が多く、子育てに対する不安を抱えている人の割合が多いと思われるが、数の推測は可能か？」というご質問がございました。

これにつきましては、今回実施しましたアンケート調査において、あてはまる設問はなかったものの、5年前に実施しました調査において、日常的または緊急時に見てもらえる親族がいないと回答した人の割合が8.5%でした。

平成22年度に行った国勢調査の結果で、新居浜市の転入者数は年間で約3,100人であったことから、先ほどの8.5%が全て転勤族であると仮定し、そのうち子育て世代の割合を掛け合わせると、120人という数字が一つの目安になるものと思われる。

次に、真鍋委員さんから、条例案については事業者の委員の方から意見を聞く必要があるのではというご意見があり、これにつきましては、別途ご意見を伺いましたので、後ほどご説明をいたします。

次に、星加委員さんから、家庭的保育事業等における外部評価等についてのご質問がございました。これにつきましては明確にはされておりませんが、現在、愛媛県が実施しております「福祉サービス第三者評価制度」に基づいて行われることが現実的ではないかと考えております。

次に、真鍋委員さんから、新制度への対応として、地域におけるワンストップでの子育て支援連携体制の構築が必要ではないかのご意見がございましたが、基本施策案でもお示ししておりますように、子育て家庭が生活に身近な地域において、様々な課題解決に向けた取り組みを進めることが新制度の目的となっておりますので、これにつきましては、企業・地域・各種団体等のそれぞれの立場におかれまして、具体的なご提案をいただき、計画へ反映させてまいりたいと考えております。

最後に、星加委員さんから、家庭的保育事業等の保育従事者に求められる研修を含め、市の研修体制を充実させて欲しいとのご意見がございました。これにつきましては、残念ながら現時点におきましては、市では専門研修のノウハウがないこと、また1市だけで研修を行うことは効率性が悪いことなどから、できれば広域的な対応として、愛媛県による研修機会の確保や、あるいは隣接市との合同実施について検討を進めることとしておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

続きまして、2つ目の議題である「子ども・子育て支援法に基づき市が定める条例案について」説明をいたしますので、お手元の「子ども・子育て関連3法に伴う市条例の制定について」をご覧ください。

こちらの資料につきましては、前回の会議でお示しできればよかったのですが、時間の関係上、準備が間に合わず、このたび9月議会の条例議案として市議会議員に提示させていただいた資料となります。

まず、条例制定に至る背景として、子ども・子育て関連3法の成立を根拠として、子ども・子育て支援新制度の概要について整理をしました。

2ページの下段に記載しておりますように、今回制定する条例につきましては、新制度で新たに市が認可を行うこととなる地域型保育事業に係る設備及び運営に関する認可基準を定めるとともに、新制度に基づく新たな公的給付の対象となる教育・保育施設及び地域型保育事業に係る設備及び運営に関する確認基準を定めるものでございます。

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」につきましては、3ページから12ページまでに当該条例で規定する項目を整理し、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」につきましては、13ページから24ページまでに当該条例で規定する項目を整理しております。

この2つの条例案につきましては、いずれも国が政省令で提示した基準（いわゆ

る準則)の従うべき基準と参酌すべき基準に基づき定めておきまして、市の独自基準といたしましては、16ページの中ほどに記載しております家庭的保育事業における保育従事者の人数について、「常時2名を下回らないこと」を市の独自基準として規定いたしました。なお、この点につきましては、前回の会議において朝日保育園の合田委員さんからご指摘をいただいた箇所でありまして、保育の質の安全性を高めるため、国基準よりも厳しい基準としたものです。

25ページをご覧ください。

9月議会に上程する条例議案は以上の2つでありまして、前回の会議ではこれに加えて、「保育の必要性の認定に関する基準を定める条例」についても提示をさせていただきましたが、既に子ども・子育て支援法施行規則において規定されている項目について、あらためて市条例で定める必要性は低いことや他市において条例化の動きが見られないことなどから、市内部での協議の結果、条例で規定すべき項目を見極めた上で、あらためて制定の方法について再検討することとなりました。

このことから、12月議会以降で、「保育の必要性の認定に関する条例又は規則」「保育料等を定める条例又は規則」「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」についての条例化を予定しています。

また、前回の会議で配布をいたしました条例案の最終形をあらためて配布させていただきましたので、ご覧ください。

前回のものと細かく比較をしていただければ、違いがお分かりいただけるのですが、時間の関係上、主な修正箇所についてのみ概要を説明させていただきます。

まず、お手元の「新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案」をご覧ください。

第2条におきまして、本条例内で用いられる用語の定義が抜けておりましたので、第14号で教育・保育を、第19号で特定地域型保育事業者の定義付けを行うとともに、3ページ第3条第3項で地域子ども・子育て支援事業を、6ページ第8条で保育必要量を、9ページ第14条で施設型給付費の、13ページ第29条第1項中、教育・保育施設及び地域型保育を、それぞれ用語の定義がされていなかったため、説明を加えました。

また、19ページ第42条第1項及び第2項中、「ただし、離島その他の地域であって・・・」という文言を追加しましたが、そもそもこの文言は国が示した準則に規定されていたものの、本市では離島である大島に保育園・幼稚園がないため、該当しないと事務局で判断して削除しましたが、この条文は特定教育・保育施設ではなく、市が新たに認可を行う特定地域型保育事業者を対象とする条項であることから、大島においても該当の可能性が出てくるため、追加したものです。

後は、専門的なことにはなりますが、23ページ第50条に定める準用規定、25・26ページの附則に定める「～とあるのは、～とし、」とする読み替え規定については、準則において読み替え箇所が不十分で、正確な読み替えができない箇所があ

ることが判明したことから、その部分について修正を加えました。

また、朝日保育園の合田委員さんから、第1条の趣旨において、この条例は、の後に「子どもの最善の利益を実現し、円滑で効率的な子育て支援を行うため」の文言を入れることにより、今後の条例改正が容易になるのではないかとのご意見をいただきました。

これにつきましては、市内部で協議した結果、子ども・子育て支援法第1条の目的及び第2条の基本理念において規定されている内容と重なるため、上位法である法律に基づき制定する条例においては、重複する内容を規定しなくとも、法律の規定をそのまま条例で読み込むことが一般的であると判断したことから、現行のままとしました。

次に、お手元の「新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案」をご覧ください。

1ページ第2条におきまして、利用乳幼児の言葉の定義付けがなかったことから、最低基準は、の後に必要な文章を加えました。

それから、3ページ第6条の後半部分、16ページ第37条第5号及び第40条の後半部分について、先ほどと同様の理由で、「ただし、離島その他の地域であって、・・・」の文章を加えました。

また、9ページ第23条第2項中、準則の読み違いがあり、家庭的保育者については、保育士の資格を有する者は、市長が行う研修の修了は必要ないものとしておりましたが、保育士の資格を有していても、研修の修了が必要であることが判明しましたので、文章を修正しました。

次に、17ページ第43条第2号中、乳児室の面積を乳児又は前号の幼児一人につき、3.3平方メートル以上としておりましたが、これは1.65平方メートル以上の誤りでしたので、修正しました。

最後に、先ほどと同様に、14ページ第32条の準用規定、22ページ第48条に定める小規模型事業所内保育事業についての準用規定で定める読み替え規定については、準則において読み替え箇所が不十分で、正確な読み替えができない箇所があることが判明したことから、その部分について修正を加えました。

以上で大変長くなりましたが、議題の1と2、「子ども・子育て会議委員意見等について」と「子ども・子育て支援法に基づき市が定める条例案について」の説明を終わります。

#### 【渡部会長】

事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対して、質疑をお受けします。何かご意見・ご質問はございませんか？

#### 【合田史委員】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案の第8条において、保育必要量を確かめるものとする規定されており、保育の必要性の認定に関する条例については、12月議会になるということだが、法整備上の問題はないのか？

**【事務局】**

本来であれば、2つの条例を同時に制定することが正しいあり方ではありますが、第8条に關しましては、保護者が施設を利用する場合において、当該特定教育・保育施設における手続き規定を定めたものですので、保育必要量の内容が決まっていないことが直接的な問題にはならないと考えております。

**【渡部会長】**

他にご意見がなければ、最初の議題については終わらせていただいて、次の議題に移らせていただきます。

それでは、「子ども・子育て支援事業計画に登載する量の見込みと確保方策について」、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、支援事業計画に登載する量の見込みと確保方策につきましては、お手元の資料が「教育・保育等の見込み量と確保方策（案）」「子ども・子育て支援新制度における幼稚園及び保育園の意向調査結果一覧表」「子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策の考え方」の3種類となりますので、お手元にご用意ください。

表の説明に入る前に、まずお伝えすべき事項がございます。

量の見込みと確保方策につきましては、新制度の目的の一つである教育・保育の量的確保を支援事業計画において確実なものとするために必要な項目であるとともに、国においては、特に幼稚園・保育園から新制度の対象となる認定こども園等への移行を把握し、文科省と厚労省との間において予算の振り分けを行うため、9月中に市から県へ報告し、それを受けて県から国へ報告し、平成27年度の国の予算に反映させることとなっておりますので、本日の会議ではこの議題についてご承認をいただく必要がございます。

まずは、「教育・保育等の見込み量と確保方策（案）」をご覧ください。

これにつきましては、先に行ったアンケート調査結果から、国が示した作業の手引きに基づき、量の見込み、すなわち推計値を算出し、これに対して、市として平成27年度から31年度までの5年間で、どういった確保方策を講じるかについて明らかにするものです。

なお、国が定める基本指針においては、市が実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期については、現在取り組んでいる待機児童解消加速

化プランにおいて目標年次としている平成29年度末までに各年度の量の見込みに対する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の整備を目指すことが掲げられておりますので、当該計画でおきましてはそのことを反映させております。

まず、1 特定教育・保育をご覧ください。対象区分につきましては、アンケート調査結果から推計した量の見込みについて、各年度ごとに1号（保育を必要としない3歳以上の子ども）・2号（保育を必要とする3歳以上の子ども）・3号（保育を必要とする0～2歳までの子ども）認定に区分するとともに、3号についてはさらに0歳児と1・2歳児に区分しております。

また、圏域の設定に当たり、市内を川西・川東・上部西・上部東の4地区（圏域）に分類したことから、地区ごとの内訳についても掲載することとし、計算式については、別添の「子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策の考え方」の2 特定教育・保育における地区別の内訳について、に記載のとおりです。

次に、②確保の内容における各施設の人数については、今月実施をいたしました平成27年度における見込み調査の結果を反映させており、幼稚園については、認可定員ではなく利用実績に基づく利用定員を、また保育園については、定員の弾力化を含めない認可定員数に基づき算定しました。この調査結果の内容につきましては、お手元の「子ども・子育て支援新制度における幼稚園及び保育園の意向調査結果一覧表」でご確認ください。

なお、当該意向調査の結果については、各施設・法人ごとの意向を確認したのですが、確定したのではなく、あくまでも現時点における予定ということで調査を行ったものですので、今後変更があることを前提とした上で集計しております。

①量の見込みにつきましては、お手元の「子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策の考え方」の1 特定教育・保育の量の見込みにおける数値補正について、に記載しておりますように、国から提示のあった量の見込みの手引きに示された考え方に基づき、数値の補正を行いました。

この結果、確保方策につきましては、平成28年度までは、0歳児・1歳児の3号認定において需要が供給を上回る（待機児童が発生する可能性）見込みとなりましたが、平成29年度以降については、量の見込み減により、いずれの年齢においても、供給が需要を上回る見通しとなりました。このことから、0～2歳児を対象とする地域型保育事業について、できるだけ早期開設に向けた取り組みを進める必要があります。また、保育園については、当該計画ベースでは定員の弾力化を加味しておりませんので、運用上においては定員を超過して受け入れることにより、マイナス分はカバーできるものと見込んでおります。

なお、2号認定に比べて、1号認定の受け入れ可能枠が大きいことから、保育園の効率的な運用を図るだけでなく、幼稚園と保育園との間における柔軟な対応につながるよう、2号認定該当者の幼稚園利用にも配慮する必要があると考えております。

次に、2 時間外保育事業（預かり保育・延長保育）をご覧ください。



まず、①量の見込みについては、子育て支援に関するアンケート調査結果に基づく推計値をそのまま用いました。

これに対しまして、②確保の内容につきましては、預かり保育を実施している園の受け入れ可能人数から確保量を計上し、保育園についても、延長保育を実施している園の利用実績を踏まえた受け入れ可能人数から確保量を算定しました。

さらに、地域型保育事業においても、平成28年度からは新たに移行する事業においても時間外対応を実施するものとして確保量を見込みました。

この結果、当該事業計画の期間中においては、いずれの年度も供給が需要を上回る見通しとなったものの、保育園に比べて幼稚園の受け入れ可能枠の方が大きいことから、保育短時間認定（1日8時間を上限）に該当し、幼稚園利用でも構わないというケースについては、保育園から幼稚園への利用調整等を進めることにより、幼稚園と保育園間において実施する時間外保育事業の柔軟で安定的な運用を図る必要があると考えております。

なお、休日保育事業及び夜間保育事業についても、当該計画において対象とする必要がありますが、①5年前に行った次世代育成支援行動計画ニーズ調査の結果において休日・夜間保育の利用希望が2.9%、今回の調査結果で休日保育が1.0%、夜間保育が0.1%と希望利用率自体が極めて低く、またこの5年間で割合も減少したこと②今回のアンケート調査結果において、父母の両方が子育ての主体者であると回答した人が51.5%と高い割合を示していること③新制度における基本方針（理念）として、保護者が子育てにおける第一義的責任を有するとともに、子どもの最善の利益の実現が掲げられていることなどから、休日保育事業については現行どおり、新居浜八雲保育園1園での対応を継続することとし、夜間保育事業については、当該事業計画の期間中においては取り組まないこととします。

ただし、母子家庭等で夜間の時間帯に保育を必要とするケースが存在することも事実であることから、新制度に位置付けられている居宅訪問型保育事業の実施等について、今後検討を進めていく必要があると考えております。

次に、3 一時預かり事業をご覧ください。

①量の見込みについては、これまでに利用したことがなく、今後利用したいと希望する人数を含めた数を量の見込みとして推計していることから、実態との乖離が大きいため、5年前に実施した次世代育成支援行動計画ニーズ調査結果のうち、子どもを預かってもらえる人の割合が、日常的と緊急時の両方を合わせると91.4%と高い割合を示しており、また今回行った調査では同じ設問はなかったものの、気軽に相談できる相手として祖父母等の親族の割合が88.6%の結果となっていたことから、この数値を補正係数として用いることによって数値の補正を行い、見込量を算定しました。

この結果、保育園における定期的な一時預かりの利用については、需給バランスが図れていることから、現行どおりの対応とします。逆に、ファミリー・サポート・

センター等における定期的利用以外の一時預かりについては、需要が供給を大きく上回っていることから、平成29年度を目標年度として、子育て活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の利用拡大を図るとともに、この後に出てまいります地域子育て支援拠点事業における一時預かり事業の普及促進等を図ることにより、必要量の確保に取り組むこととします。

次に、4 病児・病後児保育事業をご覧ください。

①量の見込みについては、これまでに利用したことがなく、今後利用したいと希望する人数を含めた数を量の見込みとして推計しており、実態との乖離が大きいことから、先ほどの一時預かり事業と同様に、次世代育成支援行動計画ニーズ調査結果のうち、緊急時に子どもを預かってもらえる人の割合が63.2%であったため、この割合を補正係数として用いることによって数値の補正を行い、見込量を算定しました。

この結果、需要が供給を大きく上回ることから、確保方策としては、平成29年度を目標年度として、病児・病後児保育事業の実施箇所を2施設に増やすことにより、必要量の確保に取り組むこととします。

次に、5 地域子育て支援拠点事業をご覧ください。

①量の見込みについては、子育て支援に関するアンケート調査結果に基づく推計値をそのまま用いました。これに対しまして、②確保の内容については、推計値である量の見込みを大きく上回っていることから、当面は地域子育て支援拠点事業の利用動向について経過観察を行い、必要な対応を行うこととします。

なお、地域子育て支援拠点事業については、先ほどの一時預かり事業の普及促進等を図ることとの関連性が出てくるため、本来の事業運営に影響を及ぼすことのないよう、2つの要素を円滑に行うための両立支援に配慮することが必要であると考えております。

次に、6 放課後児童健全育成事業をご覧ください。

①量の見込みについては、子育て支援に関するアンケート調査結果に基づく推計値をそのまま用いましたが、現在、4年生までは夏休みなどの長期休暇中の受け入れを行っているものの、5・6年生の受け入れは行っていないため、この差がそのまま需要と供給の差となっています。

これについては、教育委員会において平成29年度を目標年度として、5・6年生までの利用拡大に向けた検討を進めることとしております。

次に、7 子育て短期支援事業をご覧ください。

①量の見込みについては、子育て支援に関するアンケート調査結果に基づく推計値をそのまま用いました。これに対しまして、②確保の内容については、量の見込みと合致した内容となることから、現行どおりの対応とします。

最後に、8 妊婦健康診査事業、9 乳児家庭全戸訪問事業、10 養育支援訪問事業をご覧ください。これら3つの事業につきましては、いずれも保健センターが実施する事業であり、アンケート調査によらずに算出する事業ではあるものの、新制度に

おける地域子ども・子育て支援事業に位置付けられるものです。

①量の見込みについては、対象者の総数または実績値をそのまま用いました。

これに対して、②確保の内容については、量の見込みと合致した内容となることから、現行どおりの対応とします。

以上で長くなりましたが、「支援事業計画に登載する量の見込みと確保方策について」の説明を終わります。

**【渡部会長】**

事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対して、質疑をお受けします。何かご意見・ご質問はございませんか？

**【合田史委員】**

2号認定の取り扱いの説明の中で、保育短時間認定については、保育園から幼稚園（+預かり保育）への利用調整を進めるというような話があったが、保育園については、児童福祉法第24条第1項において、保育を必要とする場合には、市が保育しなければならないことが定められている以上、保育所に入所できないというようなことはないようにしてもらいたい。

**【事務局】**

合田委員さんがおっしゃるように保育園の利用については、児童福祉法の規定が適用されるため、法的な解釈としてはご意見のとおりです。一方で、新制度の目的は、保護者の就労等の状況に関わらず、保育園でも幼稚園でも自由に選択ができる環境を整備することが掲げられている以上、施設間の公平性を確保することも必要であると考えています。

**【合田史委員】**

待機児童の発生は、児童福祉法第24条違反であることははっきりしている。

言葉のすり替えを行うことで、法律違反をするようなことはやめてもらいたい。

**【事務局】**

市といたしましても、法律に違反するようなことはできないし、待機児童が発生することも避けたいと考えています。いろいろな制約がある中で、子どもにとって、保護者にとってより良い形となるよう、できる限り保護者の希望に沿った形での運用を図ります。

**【合田史委員】**

病児・病後児保育事業を増やすことについては、市から何らかの財政支援がなければ実現は難しいと考えるが、市としてはどのように考えているのか？

**【事務局】**

この件につきましては、市全体の問題となるため、庁内での協議が必要となりますが、アンケート調査の結果に基づき当該計画に登載することによって、子育て支援課として要望したいと考えております。

**【神野委員】**

一時預かりについては、私学助成で行うのか、一時預かり事業として取り組むのか、市としてはどちらを考えているか？

**【事務局】**

現時点におきましては、国から私学助成についても、一時預かり事業についても、どちらも事業内容が明らかになっておりませんので、市としては判断のしようがありませんし、そもそも市から法人に対してこうしてくださいと言えるものではありません。

ただ一つ言えることは、一時預かり事業として市が施設に委託する場合には、予算を確保しなければならず、当初予算に組み込むためには、10月中には数字を固める必要があります。そのためには、9月中には幼稚園の意向確認を行う必要がありますが、おそらくその時点で判断できる情報が国からは提供されないのではないかと思います。結果として、現時点の見通しといたしましては、27年度においては、私学助成での取り扱いとなる可能性が高いのではないかと考えております。

**【渡部会長】**

それでは2つ目の議題については、このあたりで終わらせていただいて、次の議題に移らせていただきます。

それでは、「新居浜市子ども・子育て支援事業計画基本施策案について」、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、お手元の「子ども・子育て支援事業計画体系図（案）」をご覧ください。

子ども・子育て支援事業計画案につきましては、これまでの会議におきまして、基本理念及び基本方針についてのご承認をいただいたものと認識しております。

そこで、これからの作業といたしましては、次世代育成支援行動計画（後期計画）を引き継ぐ計画として位置付けられておりますので、次世代育成支援行動計画（後期計画）の実績を評価した上で、今度の計画に継続登載する内容について見極めを行うとともに、新たな基本理念及び基本方針に掲げた目標を達成するために有効な施策となっているか、もっと他に効果的な施策がないか、またこれで十分だと言えるのか、足りないものはないのかといった視点で肉付けを行っていく必要があります。

また、先ほどご説明いたしました量の見込みと確保方策の中で、具体的に取り組む

とした事業内容につきましては、当該計画の中に盛り込むとともに、数値目標を設定することとなります。

本日の会議では、4つの基本方針にぶら下がることとなる次世代育成支援行動計画（後期計画）からの継続分と現時点における事務局案としての新規施策を一例として記載しておりますが、時間の都合上、ご説明は割愛させていただきます。これらにつきましては、まだまだ十分な検討や理論付けができていないため、あくまでもたたき台として提示をさせていただき、各委員の皆様から幅広いご意見やご提案をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、次世代育成支援行動計画における数値目標の設定状況として、本日お席の方にお配りをさせていただいております、A4表裏1枚ものの資料につきましても、今回作成する支援事業計画における数値目標として設定する必要がある項目についての参考資料として、ご確認をいただければと思います。

なお、今後の予定といたしましては、当該計画案を次回10月の会議でとりまとめ、11月には幅広い市民の方から意見をいただくパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて、12月の会議で最終案を決定する予定としておりますので、まずは早急に事務局として精度の高い計画案を作成し、できれば10月上旬には、委員の皆様へ計画全体案を提示させていただき、10月下旬に開催を予定しております子ども・子育て会議では審議を深めていただくことができるようにと考えております。

そのためには、9月19日（金）までに事前に送付させていただいております委員意見提出票または本日お配りをいたしました事業計画・基本施策案意見等提出票で事業計画案に対するご意見・ご要望を事務局までご提出いただき、その内容を踏まえた形で10月に入って事務局案を提示させていただくこととしておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で、「子ども・子育て支援事業計画・基本施策案について」の説明を終わらせていただきます。

#### 【渡部会長】

事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対して、質疑をお受けします。何かご意見・ご質問はございませんか？

#### 【合田史委員】

12月以降に保育料に関する条例を定める予定のようだが、子育てに関する経済的な財政負担が大きいとアンケートで回答した人の割合が6割を超えていることや国として幼児教育無償化の動きを見せていることなどを踏まえて、市として保育料を無料にするという考えはないのか？

#### 【事務局】

保育料の無料化については、子育て支援課だけの判断で行えるものではないた

め、答えようがありません。ただ、新制度における保育料の設定につきましては、これまでの利用者負担をベースに、幼稚園と保育園との公平性の確保や近隣他市との比較、さらには幼児教育無償化に向けた動きを踏まえた経過措置となるよう、今後検討を進めてまいります。

**【合田史委員】**

子育てマイスターという言葉を使っているが、マイスターとは職人のことであり、子育てをするのが職人であるというのはおかしい。カタカナ言葉は使わないようにしてもらいたい。

**【事務局】**

前回の会議でも、合田史委員さんからご指摘をいただいておりますので、訂正するようにいたします。

**【岡部委員】**

前回の会議でも提案させてもらったが、「祖父母教室」に取り組んでもらいたい。昔の子育ての知恵は大事であるが、昔と今では考え方が違うため、おじいちゃんやおばあちゃんとの様々な摩擦が生じている。保護者として、自分たちが責任をもって子育てしたいという気持ちを持っているため、おじいちゃん・おばあちゃんには、サポートに徹してもらうことをやんわりと伝えられるような機会を作ってもらいたい。

**【事務局】**

岡部委員さんの熱い思いが伝わりましたし、前回の会議でもご提案いただいておりますので、計画に反映するようにいたします。

**(3) その他**

**【渡部会長】**

いろいろとご意見・ご質問も出され、そろそろ予定の時間となりましたので、「その他」の議題に移らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、その他の事項として、事務局から委員の皆様にご意見をお聞かせいただきたいことが1点ございますので、ご説明をさせていただきます。

子ども・子育て支援新制度における教育・保育施設の利用につきましては、市町村の関与の下、保護者自らが施設を選択し、保護者と施設とが契約を結ぶ公的契約が基本となります。

これまで幼稚園及び認定こども園については、保護者と施設とが公的契約を結んでおり、保育料の滞納があった場合には、これを退園理由として利用契約を解除す

るケースがあります。しかしながら、保育所については、市と保護者の契約であることに加え、児童福祉法に基づき、市に保育の実施責任があることで、保育料の滞納があっても、退園にまで至るケースはありませんでした。

しかしながら、そもそも新制度の目的は、幼稚園・保育園・認定こども園等が同一条件のもとで保護者に選択してもらい、必要な教育・保育サービスを提供する環境を整備することにありますので、極端で不謹慎なことを言えば、保育園については、保育料を払わなくても利用できると考える保護者が出てきてもおかしくありません。

こうなってしまうのは、施設間及び保護者間の公平性は保てなくなり、新制度そのものの崩壊につながるものが危惧されます。

そこで、保育園についても、幼稚園や認定こども園と同様に、悪質な滞納ケースに対しては、保育を保障することを前提に、いったんは退園してもらうことを市の運用方針として考えているところですが、この取り扱いについて委員の皆様からのご意見をお伺いしたいと思います。

#### 【渡部会長】

事務局から説明をいただきましたが、ただいまの案件に対して、どなたかご意見はございませんか？

#### 【合田史委員】

単純な話で、保育料を無料にすれば問題は解決する。アンケート調査結果を見ても、保育料が高いという保護者が多く、高いままの設定にしていることがおかしいのではないかと。保育料を無料にしても、恩恵を受ける人は限られており、市長の公約にもなりにくいとは思いますが、確実に子どもの数が増えることでまちの活性化につながり、また保育料に充てていたお金は別のものに消費され、経済の活性化にもつながり、結果として市が発展するという視点で考えてもらいたい。

#### 【三並委員】

現実問題として、保育料を無料にするということは、財源をどこから持ってくるかという話になり、国にしても市にしても財源がない以上、無料化は困難であると考えている。また、保育料の滞納に対しては、実際に困窮しているケースは別として、払えるのに払わないというケースに対しては、警告なり、督促を行った上で、一時期でも退園という方法をとることは当然であると考えている。

#### 【合田史委員】

現実的には、2年前に債権対策に係る特別室を設け、そこで差し押さえ等の手続を行っているのだから、それでよいのではないかと。

**【岡部委員】**

債権管理対策室に移管されるケースとされないケースの取り扱いの基準は何か？

**【事務局】**

債権管理対策室において、事務処理件数の制約があるため、移管するケースが決められるため、各ケースの悪質性を踏まえるものの、基本的には滞納額の多いものから順に移管しています。

**【岡部委員】**

親の立場から意見を言わせてもらおうと、保育料の滞納は親の責任であり、子どもには関係のないことであるため、子どもにとって環境の変化が激しくなる退園という形ではなく、差し押さえなどの対策を強化するようにしてもらいたい。

**【真鍋委員】**

基本的には保育料を払うことは当たり前のことであるが、退園という措置をとった場合、子育て支援という観点からはマイナスのイメージにつながるため、知恵を出し合って、別のやり方を考えた方がいいのではないかな。

**【荒井委員】**

学校給食でも滞納のケースがあるが、滞納があるからといって、給食を食べさせないというやり方はしていないはずである。子どもに悪影響を与えないように、同じような方法をとるべきではないかな。

**【渡部会長】**

ご意見を出していただきましたので、この件についてはこのあたりで終わらせていただきたいと思います。それでは、事務局よろしいですか。

**【事務局】**

貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。この件につきましては、引き続き検討を行うこととします。

最後に、毎回のことではありますが、連絡事項がございます。

今後の開催予定についてです。10月下旬に第7回目の会議を開催する予定といたしておりますので、恐れ入りますが、事前に送付いたしました日程調整表を事務局までご提出いただければと思います。

ご提出いただいた結果をもとに、9月中旬までには、開催日時を決定し、正式に各委員の皆様へお知らせしたいと考えておりますので、ご協力よろしく申し上げます。

以上です。



**【渡部会長】**

それでは予定の時間も過ぎておりますので、これで本日の会議を終了させていただきます。ただければと思いますが、今後、また何かお気づきのこと等がございましたら、事務局の方までご連絡をいただければと思います。

それでは、以上をもちまして、第6回新居浜市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。

最後までご協力いただきまして、ありがとうございました。

お疲れさまでした。

以 上